

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」関連資料

大学・研究機関のための  
モデル安全保障輸出管理規程  
マニュアル

令和元年5月  
経済産業省  
貿易管理部  
安全保障貿易管理課

## 目次

このマニュアルの使い方	3
1. 目的	4
2. 定義	4
3. 適用範囲	6
4. 基本方針	7
5. 最高責任者	7
6. 輸出管理統括責任者	8
7. 輸出管理責任者	10
8. 部局輸出管理責任者	12
9. 輸出管理委員会	15
10. 事前確認	17
11. 該非判定	18
12. 用途確認	20
13. 需要者確認	21
14. 取引審査	22
15. 許可申請	23
16. 技術の提供管理	24
17. 貨物の出荷管理	25
18. 文書管理又は記録媒体の保存	26
19. 監査	26
20. 調査	27
21. 指導	28
22. 教育	28
23. 報告	29
24. 懲戒	30
25. 事務の所管	30
26. 雑則	31
27. 帳票例	32
(1) 事前確認シート	32
(2) 審査票	53
(3) 「用途」チェックシート	56
(4) 「需要者」チェックシート	58
(5) 明らかガイドラインシート	59
(6) 該非判定票	60

## このマニュアルの使い方

本書は、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第三版」<sup>1</sup>(平成29年10月 経済産業省貿易管理部)(以下、「ガイダンス」という。)に記載されている「Ⅸ. 規程・帳票の例」<sup>2</sup>について、条文や文書例毎にその趣旨について説明するものです。

条文は規程例のうち、「大規模総合大学の例」のもの(部局分散型)を用いています。「中小規模大学の例」(中央集約型)は部局輸出管理責任者に関する規定がありませんのでガイダンス掲載の条文を参照してください。

なお、文中、ガイダンスの条文例及び帳票例は黒色二重線囲み、個別の大学の条文例は青色線囲みで表示しています。

解説において、ガイダンスを参照するよう求める箇所が多くありますので、ガイダンスを準備して、解説を確認ください。

---

<sup>1</sup> [http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukari03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukari03.pdf)

<sup>2</sup> Word 版は [http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/kiteichouhyou.doc](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/kiteichouhyou.doc)

## 1. 目的

### (目的)

**第1条** 本規程は、〇〇大学／研究機関において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

この条では、本規程を策定する目的を記載します。

外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）への遵守を明記している例もあります。

### <事例>

#### (目的)

**第〇条** この規程は、〇〇大学法人〇〇大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、輸出管理の確実な実施を図ることを目的とする。

2 この規程に定めるもののほか、本学における輸出管理については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びその他関係法令の定めるところによる。

## 2. 定義

### (定義)

**第2条** 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。

- (4)取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5)リスト規制技術 外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号)(以下「外為令」という。)別表の 1 の項から 15 の項までに定める技術をいう。
- (6)リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号)(以下「輸出令」という。)別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに定める貨物をいう。
- (7)キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第 1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8)該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9)取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者(「相手先」ともいう。)を確認し、本学／本機関として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10)大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11)通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12)大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13)通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

この条では、本規程で使用する用語の定義を記載します。

用語の定義が最新の法令に一致しているか注意が必要です。また、この条以外に記載のない用語については、定義する必要がありませんので、以降の条文との整合に注意が必要です。

第2号及び第3号の「非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供」、「外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付」は、大臣通達<sup>3</sup>において、「輸出を前提とする国内販売であっても、最終的に規制対象地域への輸出又は提供がなされることが明らかな場合には、規制対象地域への輸出又は提供となる点を踏まえ、取引審査を実施できるようにすること。」を反映しています。

<sup>3</sup> 「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(6 貿第 604 号 平成 6 年 6 月 24 日)

<http://www.meti.go.jp/policy/tsutatsutou/tuutil/aa268.pdf>

第9号の「取引審査」では、単に外為法の規制に当たるかのみならず、規制に当たらない場合であっても、何らかの懸念のある取引である場合には「本学／本機関として当該取引を行うかを判断する」ことに留意が必要です。

第10号の「大量破壊兵器等」及び第12号の「大量破壊兵器等の開発等」は、輸出貿易管理令<sup>4</sup>(以下「輸出令」という。)第4条第1項第一号イに基づいています。

第11号の「通常兵器」及び第13号の「通常兵器の開発等」は、輸出令第4条第1項第三号ハに基づいています。

このほか、教職員や学生等について定義している例もあります。

#### <事例>

第〇条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるものによる。

(〇) ～ (〇) (略)

(6) 教職員等 本学の役員、教職員その他本学に雇用されるすべての者をいう。

(7) 学生等 本学の学生(特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生を含む。)をいう。

### 3. 適用範囲

#### (適用範囲)

第3条 本規程は、本学／本機関が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

この条では、本規程が適用される範囲を特定します。

ここでいう「業務」には、教職員による取引のほか、教員の指導の下行われる学生による取引を含み得ますが、これらを明示している例もあります。

#### <事例>

第〇条 この規程は、本学の役員、教職員その他本学に雇用されるすべての者(以下「教職員等」という。)並びに学生、研究生等(以下「学生等」という。)が本

<sup>4</sup> 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)(e-Gov: [http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=324CO0000000378](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=324CO0000000378))

学における教育、研究その他の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

#### 4. 基本方針

##### (基本方針)

第4条 本学／本機関の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

この条では、大学・研究機関の基本となる方針を規定します。

第1号では、外為法の規制に当たるかのみならず、規制に当たらない場合であっても、「国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある」取引は行わないことを示しています。

第3号では、輸出者等遵守基準を定める省令<sup>5</sup>(以下「輸出者等遵守基準」という。)第1条第二号ロに基づき、輸出管理体制の整備を定めています。

#### 5. 最高責任者

##### (最高責任者)

第5条 本学／本機関の輸出管理における最高責任者は、学長／理事長とする。

- 2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

<sup>5</sup> 輸出者等遵守基準を定める省令（平成 21 年経済産業省令第 60 号）（e-Gov : [http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=421M60000400060&openerCode=1](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=421M60000400060&openerCode=1)）及びガイダンス p65,66 参照

この条では、大学・研究機関の最高責任者となる者の指定及び輸出管理における権限・責任を規定します。

最高責任者は、輸出者等遵守基準第1条第二号イにおいて、輸出等の業務を統括管理する統括責任者の選任が求められており、また、大臣通達3.(2)①に「規制貨物等の輸出又は提供の管理に関し、社内に輸出管理の最高責任者を代表取締役とする輸出管理組織を設け」に基づき、大学・研究機関においては、学長又は理事長となります(ガイダンス P68 も参照)。

次条に定める輸出管理統括責任者を学長又は理事長が務める例もあり、その場合にはこの条は必要ありません。

## 6. 輸出管理統括責任者

### (輸出管理統括責任者)

**第6条** 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、副学長／副理事長1名をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学／本機関における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続(細則)の制定・改廃、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

この条では、大学・研究機関の輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)となる者の指定及び輸出管理における権限・責任を規定します。

統括責任者は、組織を代表する最高責任者の下、輸出管理に関する業務を統括し、実質的な最終決定を行います(ガイダンス P69 も参照)。

また、輸出管理遵守基準第1条第一号イにおいて、提供する技術や輸出する貨物がリスト規制に該当するか確認する「該非確認責任者」を定めることとなっており、本条第2項で「該非判定・・・の最終的な承認」をすることとしています。ただし、運用上、該非確認責任者の業務は、法令や技術に精通している者として次条に定める輸出管理責任者や第8条に定める部局輸出管理責任者が行うケースが多いです。

さらに、統括責任者の業務は第2項のとおりですが、「取引審査の最終的な承認」を行う者として取引審査の二次審査(最終決定)を行うことが日々の運用上の主たる業務になります。輸出管理委員会を活用し、組織として最終決定を行うケースもあります。

※輸出者等遵守基準における統括責任者は、前条の最高責任者(学長／理事長)となり、本条の最高責任者の指導の下に業務を統括する統括責任者とは異なる点に留意してください。

ここでは統括責任者となる者を「副学長／副理事長」としておりますが、研究担当、産学連携担当、総務担当の理事が統括責任者となっている例もあります。また、規模の小さい大学等においては、学長又は理事長が統括責任者となっている例もあります(「8. 部局輸出管理責任者」の参考の「管理体制の例」参照)。

<事例>

第〇条 本学に、輸出管理最高責任者の下で輸出管理に係る業務を統括する輸出管理統括責任者を置き、研究担当理事をもって充てる。

2 (略)

<事例>

第〇条 本学に安全保障輸出管理統括責任者(以下「輸出管理統括責任者」という。)を置き、理事又は副学長のうちから、輸出管理最高責任者が指名する者をもって充てる。

2 (略)

<事例>

第〇条 輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

一～四 (略)

## 7. 輸出管理責任者

### (輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、統括責任者の指名する者をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

この条では、大学・研究機関の輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）となる者の指定及び輸出管理における権限・責任を規定します。

管理責任者は、大規模大学に多い部局分散型管理の場合は、部局で承認された事前確認シートの確認を行い、また、取引審査の二次審査において統括責任者を補佐します。中小規模大学に多い中央集約型管理の場合は、次条の部局管理責任者の行う業務も管理責任者が行います。

また、運用上は、大学・研究機関の本部組織に輸出管理担当部署を置き、管理責任者の責任の下、この部署が教職員からの輸出管理に関する相談を受ける窓口となります（ガイダンス P70 参照）。また、輸出管理担当部署が、統括責任者や管理責任者の指導の下、実務上の手続を担います。

さらに、本規程案には言及がありませんが、統括責任者や管理責任者の業務を補佐するため、輸出管理部署のトップとなる輸出管理マネージャーや審査の実務を担う輸出管理アドバイザーを置いている例もあります。企業等で輸出管理実務の経験のある者を雇用することで、該非判定のレベルアップを図る等高い専門知識を確保できる利点があります（「8. 部局輸出管理責任者」の参考の「管理体制の例」参照）。

### <事例>

#### (安全保障輸出管理責任者)

第〇条 本学に、安全保障輸出管理責任者を置き、安全保障輸出管理室長をもって充てる。

2 (略)

<事例>

(安全保障輸出管理全学責任者)

第〇条 本学に、統括責任者の命を受け、本学における輸出管理に関する業務を掌握させるため、安全保障輸出管理全学責任者（以下「全学責任者」という）を置く。

2 全学責任者は、統括責任者が指名する本学の教員等をもって充てる。

<事例>

(輸出管理責任者)

第〇条 本学に、統括責任者の命を受け、本学における輸出管理業務を処理させるため、輸出管理責任者を置く。

2 輸出管理責任者は、〇〇〇〇部長をもって充てる。

3 (略)

<事例>

(輸出管理マネージャー)

第〇条 本学に、輸出管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、輸出管理マネージャーを置くことができる。

<事例>

第〇条 この規程の遵守及び輸出管理に係る業務を適切に実施するため、統括責任者の下に安全保障輸出管理責任者(以下「輸出管理責任者」という。)を置き、〇〇〇〇部長をもって充てる。

2 輸出管理責任者は、統括責任者の指示の下で、輸出管理に関する次の各号に掲げる業務を行う。

(1)～(4) (略)

3 本学に、輸出管理に関する指導、助言を得るために輸出管理アドバイザーを置くことができる。

4 輸出管理アドバイザーは、統括責任者が学内又は学外の専門的知識を有する者から選出し、学長が委嘱する。

5 輸出管理責任者及び輸出管理アドバイザーは、教職員等からの輸出管理に関する相談に応じ、輸出管理手続が円滑に行われるよう努めるものとする。

<事例>

(輸出管理アドバイザー)

第〇条 本学に輸出管理アドバイザーを置き、輸出管理を円滑に実施するため、専門的な助言を行う。

## 8. 部局輸出管理責任者

(部局輸出管理責任者)

第8条 部局における輸出管理に関する事務を行うため、部局輸出管理責任者(以下「部局管理責任者」という。)を置き、当該部局の長をもってその任に充てる。

2 部局管理責任者は、当該部局における事前確認シートの承認、該非判定及び取引審査の承認のほか、本規程に定められた業務を行う。

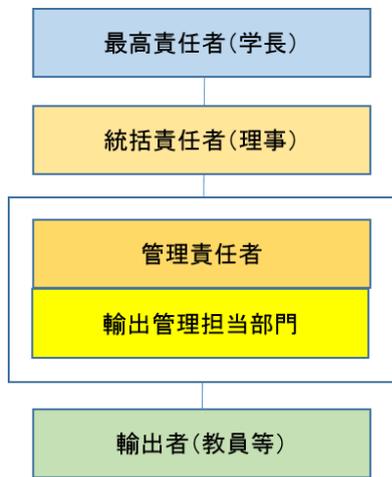
この条では、大学・研究機関の部局輸出管理責任者(以下「部局管理責任者」という。)となる者の指定及び輸出管理における権限・責任を規定します。

第2項のとおり、部局管理責任者は、事前確認シートの承認者であると共に、取引審査の一次審査者、該非判定審査者(ただし、必要な場合の最終判定は統括責任者)となります。

このように、規模の大きな大学・研究機関においては、部局分散型の管理を行う場合は、部局管理責任者をおきます。規模の大小にかかわらず、サテライトキャンパスのある大学においては、部局分散型の管理を行う例が多いようです。

規模の小さな大学は相対的に管理すべき取引が少なくなるため、本部の管理責任者が一元的に確認や一次審査を行う(中央集約型管理)を行う例があります(ガイドランス P70 参照)。

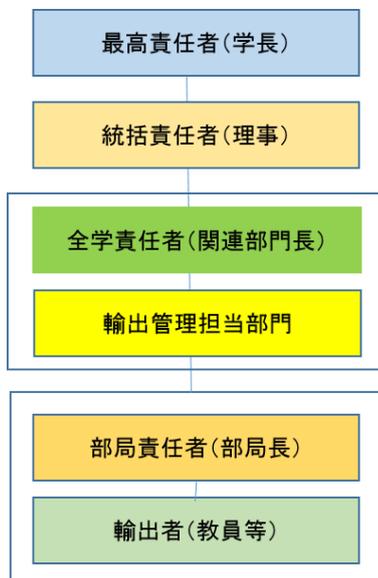
(管理体制の例)



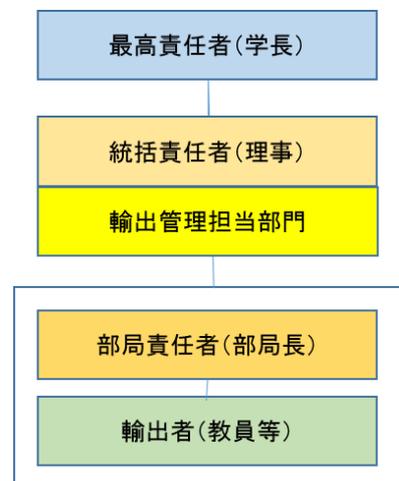
※中央集約型



※部局分散型



※部局分散型(全学責任者として管理責任者を置く)



※統括責任者が輸出管理部門長



※部局分散型(本部に管理責任者なし)



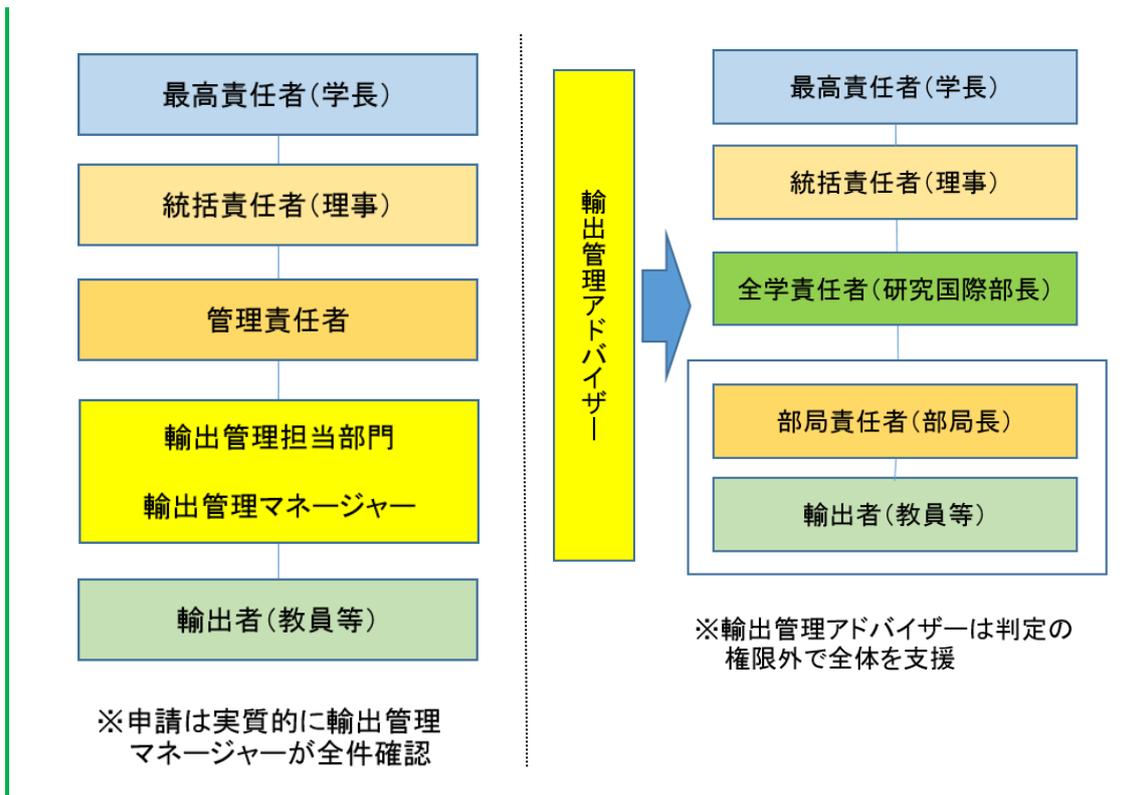
※統括責任者が学長



※部局は形式チェックをし、審査は本部のみ



※輸出管理アドバイザーが管理責任者を務めている



## 9. 輸出管理委員会

### (輸出管理委員会)

**第9条** 本学／本機関の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 部局管理責任者
- (3) 管理責任者
- (4) その他委員長が必要と認めた者

この条では、輸出管理委員会の設置と審議事項、構成員について規定します。

第1項の「輸出管理に関する重要事項」とは、第2項に定める通りです。

第2項第2号の「該非判定、例外適用及び取引審査の審議」とありますが、運用上、取引審査の二次審査の全件を輸出管理委員会で扱うケースや二次審査の判断に迷う場合のみ組織として総合的に判断するために審議にかけるとしているケースもあります。

なお、輸出管理委員会の設置は義務ではありません。機動的な審査を行うために、輸出管理委員会を置かず、教授会等で代替する例や構成メンバーの近い既存の別の委員会の業務に追加する例、統括責任者、管理責任者、関係部局長、提供者本人等が都度集まって議論する等の例もあります。

第3項の構成員については、審査権者に加えて、必要な者としていますが、輸出管理アドバイザーや輸出管理担当部署(の長)をメンバーに加えている例もあります。「その他委員長が必要と認めた者」については任期を定めている例もあります。

<事例>

第〇条 本学に、輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)～(7) (略)

3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1)～(4) (略)

(5) その他委員長が必要と認めた者 若干人

4 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5～7 (略)

8 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

9 (略)

## 10. 事前確認

### (事前確認)

**第10条** 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報及び例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認を行い、取引審査の手の続の要否について、部局管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

- 2 部局管理責任者の承認を受けた「事前確認シート」は、管理責任者に送付し、確認を受けるものとする。
- 3 第1項の事前確認により、取引審査の手の続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第11条(該非判定)、第12条(用途確認)及び第13条(需要者確認)の起票・確認を行い、第14条の取引審査の手の続を行わなければならない。
- 4 第1項の事前確認により取引審査の手の続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

この条では、事前確認の手の続について規定します。

大学・研究機関を含む輸出者等は、技術の提供や貨物の輸出を行う際には、輸出管理の手の続を行う必要があります。しかし、全ての取引について詳細な取引審査を行うことは現実的ではありません。このため、懸念情報の確認や例外適用の確認を事前に行い、①外為法による許可の必要な取引であるか、②許可がない場合でも、大学・研究機関として取引を行うことが妥当であるかを判断するための取引審査を行う必要のある取引をスクリーニングする手の続が事前確認です(ガイダンスP34「(1)事前確認」参照)。

「事前確認シート」は、①技術の提供・貨物の輸出、と②留学生・外国研究者の受入れのものと2種類作成します。この種類に限定するものではなく、これらを1つにする例や例えば海外出張用のものを独立して作成する例もあります。輸出管理が必要な全てのケースで確実に手の続がとられるよう工夫してください。

事前確認において、特に例外適用の判断について取引を行おうとする教職員に委ねることは、例外適用のミスにより法令違反につながる可能性があります。フローだけ目視確認し、必要な場合だけ「事前確認シート」を作成するのではなく、「技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合」は全てシートを作成し、部局管理責任者の

承認及び管理責任者の確認を得ることで組織として判断することが求められます(ガイドンス P34「※」参照)。

このため、事前確認シートにチェックした根拠について、十分な記入や資料の添付を行い、承認や確認を受けることが求められます。

例外の適用については、ガイドンス P42「(4)例外適用確認」を参照してください。

事前確認シートの例については、27. 帳票類(1)事前確認シートを参照してください。

第3項では、取引審査が必要とされた場合に行うべき手続を規定しています。

第4項では、事前確認のみで取引が承認された場合に取引が可能であることを規定しています。

## 1 1. 該非判定

### (該非判定)

**第11条** 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

(1) 本学／本機関で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

(2) 本学／本機関外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学／本機関として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

この条では、該非判定の手続について規定します。

該非判定は、輸出者等遵守基準第1条第二号ハにおいて、該非判定の手続を定めることが義務づけられています(ガイドンス P37「(3)該非判定」も参照)。

該非判定の具体的手続方法については規定はありませんが、「該非判定票」を用いて、法令による品目や仕様に該当するかを根拠資料とともに判定し、記録を保存することが有効です。

該非判定の結果は、取引審査票に記載し、該非判定票を添付します。

該非判定票の例については、27. 帳票例(6) 該非判定票を参照してください。

第2項の手続については、細則等を定める場合は、細則に記載することでも構いません。

通関手続の際に税関に提示可能とするために該非判定書や非該当証明書を統括責任者が発行をすることとし、申請書を教職員が作成して管理責任者や統括責任者の確認を受けるとしている例もあります。

なお、ガイダンスの規程案や帳票案では取引審査に進む際に該非判定を行うフローとしておりますが、事前確認の段階で該非判定を行う管理方法とすることでも構いません。

<事例>

(該非判定)

- 第〇条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、該非判定を行い、その結果について部局責任者による確認を受けなければならない。また、部局責任者は、この判定結果を統括責任者へ報告するものとする。
- 2 統括責任者は、前項による判定結果に不明・疑義がある場合は、これについて輸出管理委員会に諮る等、適切な方法により最終確認を行うものとする。

<事例>

(該非判定)

- 第〇条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、該非判定申請書を作成し、輸出管理責任者に提出し、一次判定を求めるものとする。
- 2 輸出管理責任者は、必要に応じて判定に必要な追加資料の提出を教職員に求めることができる。
- 3 輸出管理責任者は、学外から調達した技術又は貨物に係る輸出等について該非判定を行うときは、当該技術又は貨物の調達先から該非判定書を入手する等の方法により、適切に該非判定を行う。ただし、当該調達先から該非判定書等を入手

しなくても判定できると認められるときには、本学の責任において該非判定を行うことができる。

- 4 輸出管理責任者は、一次判定の結果を統括責任者に提出し、二次判定を受けなければならない。
- 5 統括責任者は、該非判定結果を輸出教職員等に通知するものとする。

## 12. 用途確認

### (用途確認)

**第12条** 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途」チェックシート及び「明らかガイドラインシート」を用いて確認するものとする。

この条では、用途確認の手続について規定します。

用途確認は、輸出者等遵守基準第1条第二号二において、提供する技術や輸出する貨物の用途を確認する手続を定めることが義務づけられています(ガイダンス P35 「(2)用途・相手先確認」も参照)。

用途の確認は、大量破壊兵器キャッチオール規制や通常兵器キャッチオール規制の要件となっているほか、リスト規制に該当する場合にも確認しなければなりません。

「用途」チェックシート及び明らかガイドラインシートは、関係法令等(ガイダンス P36 「<キャッチオール規制に関する法令と判断材料>」参照)に定められた確認事項をリスト化したものです。

「用途」チェックシート及び明らかガイドラインシートの例については、27. 帳票例 (3)「用途」チェックシート及び(5)明らかガイドラインシートを参照してください。

次条の需用者確認と併せて手続を定めている例もあります。

<事例>

(用途及び相手先の確認)

第〇条 前条の事前確認により取引審査が必要と判断された場合、教職員は所定の様式により、キャッチオール規制に該当するかを判定するため、用途及び相手先の確認を行い、部局責任者の確認を受けなければならない。また、部局責任者は、この判定結果を統括責任者へ報告するものとする。

2 前項における判定に当たっては、相手先の事業内容、研究内容等に関して入手した情報により、大量破壊兵器等の開発等の懸念の有無及び通常兵器の開発等に用いられる懸念の有無について確認しなければならない。

3 統括責任者は、前2項による判定又は確認の結果に不明・疑義がある場合は、これについて委員会に諮る等、適切な方法により最終確認を行うものとする。

### 1 3. 需要者確認

(需要者確認)

第13条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを、別途定める「需要者」チェックシート等を用いて確認するものとする。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

この条では、需要者確認の手続について規定します。

需要者確認は、輸出者等遵守基準第1条第二号二において、提供する技術や輸出する貨物の利用者や需要者を確認する手続を定めることが義務づけられています(ガイダンス P35「(2)用途・相手先確認」も参照)。

需要者の確認は、大量破壊兵器キャッチオール規制の要件となっているほか、リスト規制や通常兵器キャッチオール規制に該当する場合にも確認しなければなりません。

「需要者」チェックシートは、関係法令等(ガイダンス P36「<キャッチオール規制に  
関係する法令と判断材料>」参照)に定められた確認事項をリスト化したものです。  
外国ユーザーリストをチェックするだけでは不十分ですので注意が必要です。

「需要者」チェックシートの例については、27. 帳票例(4)「需要者」チェックシートを  
参照してください。

#### 14. 取引審査

##### (取引審査)

**第14条** 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査  
の必要があるとされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別  
途定める「審査票」を起票して部局管理責任者による一次審査及び統括責任者  
による二次審査による承認を受けなければならない。  
2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に  
必要な書類を添付するものとする。

この条では取引審査の手続について規定します。

技術の提供や貨物の輸出を行う際に、外為法による許可の必要な取引であるか、  
許可が必要のない場合でも、大学・研究機関として取引を行うことが妥当であるか判  
断するために取引審査を行います(ガイダンス P47「(5)取引審査」も参照)。

第9条の事前確認の結果、取引審査が必要な取引として審査を行うため、管理責  
任者による一次審査と統括責任者による二次審査を行い、慎重な審査と判断が必  
要となります

第2項の「審査に必要な書類」とは、事前確認シート、該非判定票、「用途」チェック  
シート、「需要者」チェックシート、明らかなガイドラインシートのほか、これらのシートの  
判断根拠となる資料や留学生・研究者受入れの場合は、履歴書、出身組織の情報  
等の資料を含みます。

審査票の例については、27. 帳票例(2) 審査票を参照してください。

なお、経済産業大臣から許可を受けるべき旨の通知（インフォーム通知）があった場合や取引審査の承認後に技術や貨物の仕様や数量等の変更が生じた場合には、改めて取引審査を行う必要があり、この手続を定めている例もあります。

<事例>

（取引審査）

第〇条 教職員等は、第〇条の事前確認により取引審査の手続が必要とされた場合又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとする場合、別途定める「審査票」を起票して部局管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

2 （略）

<事例>

第〇条

1～2 （略）

3 教職員等は、取引審査により承認が得られた取引について、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合には、改めて第1項の承認を受けなければならない。

## 15. 許可申請

（許可申請）

第15条 前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

この条では許可申請の手続について規定します。

第1項では、許可申請の責任は統括責任者としています。申請書を教職員が作成し、統括責任者が申請するよう手続を示している例もあります。

第2項では、提出書類の正確な記載を規定しています。不実の許可申請を行った場合は、外為法違反になりますので注意が必要です。

第3項に示すとおり、許可が必要な取引については、教職員は許可を得ていることを確認しない限り取引を行うことができません。

ガイダンス P48「(6)許可申請」も参照してください。

<事例>

第〇条 職員等は、前条第〇項に基づく承認が行われた場合は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等について、所定の申請書及び添付書類を作成し、統括責任者に提出するものとする。

2 統括責任者は、内容を確認の上、経済産業大臣に対し申請許可を行うものとする。

3 職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を得ない限り当該輸出等を行ってはならない。

<事例>

(外為法等に基づく許可の申請等)

第〇条 輸出管理統括責任者は、前条第〇項に基づく承認が行われた場合は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等について、学長名により所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

2 教職員等は、前条第〇項の第二次審査に必要な書類ならびに前項の許可申請に関する書類の作成に協力しなければならない。

## 16. 技術の提供管理

(技術の提供管理)

第16条 教職員等は、技術を提供する場合、第10条の事前確認及び第14条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第10条第1項の事前確認により取引審査の手続が不

要と承認された場合には、第14条の取引審査の手続の確認は要さない。  
2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

この条では技術の提供管理について規定します。

第1項では、事前確認、取引審査及び許可申請のそれぞれの段階で取引の承認が行われているか確認することを求め、第2項のとおり確認できない場合は、取引を行うことができません。

## 17. 貨物の出荷管理

### (貨物の出荷管理)

第17条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第10条の事前確認及び第14条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第10条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第14条の取引審査の手続の確認は要さない。  
2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。  
3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて部局管理責任者へ報告する。部局管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

この条では貨物の出荷管理について規定します。

第1項では、前条の技術の提供管理と同様に各段階で取引の承認が行われていることを確認します。これに加え、「貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであること」も確認することを規定で示しています。これは、輸出者等遵守基準第1条第二号ホにおいて同一性の確認を義務づけているためです(ガイダンス P49「(7)同一性の確認」も参照)。

第2項は、前条と同様です。

第3項では、通関時に事故があった場合の報告と手続の停止を規定しています。報告については第22条でも規定しておりますが、本項では、「外為法違反やそのおそれ」の有無にかかわらず、通関時に事故のあった場合に教職員に管理責任者への報告義務を求めています。

## 18. 文書管理又は記録媒体の保存

### (文書管理又は記録媒体の保存)

第18条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

この条では文書管理又は記録媒体について規定します。

文書管理は、輸出者等遵守基準第1条第二号チにおいて、輸出等の業務に関する文書等を適切な期間保存するよう努めることを求めています。

保管期間を7年間としているのは、大量破壊兵器関連の無許可での技術の提供や貨物の輸出の公訴時効が7年間となっているため、最低でも7年間保管することが求められます。

文書の保管者は、教職員ではなく、管理責任者や輸出管理担当部署とすることも構いません。電子的に保管する例もあります。

ガイダンス P49「(8)文書管理」及び P52「(3)文書管理」も参照してください。

## 19. 監査

### (監査)

第19条 管理責任者及び部局管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学／本機関の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

この条では監査について規定します。

監査は、輸出者等遵守基準第1条第二号へにおいて、監査の体制や手続を定め、定期的に監査を実施するよう努めることを求めています(ガイドンス P51「(2) 監査・報告」も参照)。

監査の方法について、個々の取引について外為法やこの規程への遵守の確認を行うことはもちろんですが、特に部局分散型の管理を行っている大学・研究機関においては、最低限、部局毎の取扱件数の把握や提出された事前確認シートの共有を受け、部局における管理実態の把握を行い、要すれば指導を行うことで部局の意識向上を図ることができるでしょう。

監査の実施者については、外部の監査法人や内部の独立した監査部署が行うことが考えられます。また、例えば、監査部署と輸出管理担当部署とが協力して行うこととし、輸出管理担当部署は部局に対して輸出管理水準の向上を目的とした監査を行い、監査部署は輸出管理担当部署に対して部局に対する監査を含む業務の適正な執行の確保を目的とした監査を行うといった方法も考えられます。この場合は、客観性、透明性の確保に努める必要があります。

監査は原則として毎年1回(以上)行うことが望ましく、その旨規定している例もあります。

#### <事例>

第〇条 輸出管理統括部署は、この規程及び実施細則に定められた諸手続が適正に実施されていることを確認するため、提供・輸出を行った部局を対象に輸出管理監査を書面又は実地監査の方法で、原則年1回実施する。

## 20. 調査

### (調査)

第20条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

この条では調査について規定します。

調査を行うことは義務ではありません。規模の小さな大学においては、調査を通じてリスト規制技術や貨物の保有状況を把握することで、効率的な管理を行うことも可

能です。また、大規模大学においても調査を行って日々の管理に活用している例もあります。

教員・研究員の研究内容も毎年変わる場合や研究の深化によりリスト規制技術に到達する場合もあるため、調査は毎年行う必要があります。調査の負担と日々の管理の効率化によるメリット等を勘案し、導入について検討してください。

## 2 1. 指導

(指導)

**第21条** 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

この条では組織内への指導について規定します。

指導は、輸出者等遵守基準第1条第一号ロにおいて、最新法令を遵守するために必要な指導を行うことが定められています(ガイダンス P50「(1)周知・指導・研修」も参照)。

最新法令の遵守のためには、周知を行うことも必要となります。

## 2 2. 教育

(教育)

**第22条** 管理責任者及び部局管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

この条では組織内への教育について規定します。

指導は、輸出者等遵守基準第1条第二号トにおいて、輸出等の業務の適正な実施のために研修を行うよう努めることとしています(ガイダンス P50「(1)周知・指導・研修」も参照)。

教育は単発的に行うのではなく、定期的に計画的に行うことで管理意識の向上を目指します。

指導する学生に対する教員による教育を定めている例もあります。

<事例>

(教育)

第〇条 輸出管理統括責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、その確実な実施を図るため、教職員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

2 教職員等は、学生、外国人研究者等に対し、外為等の理解を深めさせるため必要な教育を行うよう努めるものとする。

### 23. 報告

(報告)

第23条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を部局管理責任者を通じて管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

この条では違反や違反のおそれがあった場合の報告について規定します。

報告は、輸出者等遵守基準第1条第二号リにおいて、違反したとき、または違反したおそれのあるときの経済産業大臣への報告すること及び再発防止策を講じることを定めています(ガイダンス P51「(2)監査・報告」も参照)。

1項では、違反やそのおそれの事実最初に接するであろう教職員から部局管理責任者を通じた管理責任者への報告を定めています。

2項では、管理責任者による統括責任者への報告と案件調査について定めています。状況の把握は統括責任者が直接行うこととしても構いません。

3項では、行政機関への報告及び再発防止策を講じることを最高責任者に求めています。なお、上記のとおり、再発防止策を講じることは輸出者等遵守基準上の義務になっておりますが、記載を忘れていた例が散見されます。必ず定めるようにしてください。

## 24. 懲戒

(懲戒)

第24条 教職員が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、本学／本機関の定める就業規則に基づき懲戒処分の対象とする。

この条では懲戒について規定します。

本規程で直接懲戒するのではなく、組織の就業規則等に基づいて処分するようにします。組織内の他の同様の規程でこの規定をおいていない場合は、ここで規定していなくても構いません。

<事例>

第〇条 故意又は重大な過失によりこの規則に違反又は関与した教職員等の懲戒処分については、学校法人〇〇〇〇教職員の懲戒に関する規則の定めるところによる。

## 25. 事務の所管

(事務の所管)

第25条 この規程に関する事務処理は、〇〇〇〇室が行う。

この条では事務の所管について規定します。

基本的に本部の輸出管理担当部署となります。

## 26. 雑則

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途細則等を定める。

この条では細則を定める旨を規定します。

規程上の手続は大きな流れを規定することになりますが、事務的な細かい手続方法等については、細則等で定めることが通常です。学内マニュアル等によりこれに代替している例もあります。

## 27. 帳票例

### (1) 事前確認シート

ガイダンスでは、「技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート」及び「外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れの事前確認シート」の例を用意しています(P92-98 参照)。必ずこの様式でなければいけないものではありませんが、同様の事項を確認するよう注意してください。

ガイダンス P57「V. 個々のケースの確認手続」に記載されている「留学生・研究生・教職員の技術提供等に係る管理」、「外国出張・一時帰国」、「共同研究の実施」、「外国からの研究者の訪問」、「非公開の講演会」及び「機器の使用」を行う際には、事前確認の手続が必ず行われるよう、事前確認シートを作成し、教職員に周知する必要があります。

ガイダンスの例では、①相手先や提供技術や貨物の情報を記載し、②相手先や受入れ予定者に関する懸念情報を確認した上で、③技術提供の場合には、例外規定に該当するかを確認します。

①、②を確認せず、最初に③の例外規定に当たるかを確認する運用を行った場合、大学や研究機関として懸念のある相手先に技術や貨物の提供の是非を判断するための材料を入手しないこととなるため、例外の確認を最初に行うことは推奨されません。



4. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機をいう。以下同じ。）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は所蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒物の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省IPの「外国ユーザーリスト」（<http://www.meti.go.jp/policy/argo/law05.html#user-list>）を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

5. <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、国に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は読取可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術の一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

6. 自己判定

<技術の提供場合>「5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	--

◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出し、チェックを受けてください。〇〇担当からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

◆また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に4. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、〇〇担当における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の記録が必要になる場合もありますので、注意して下さい。



次に、相手先の懸念情報の有無を確認します。相手先に懸念のある場合、外為法上の規制に該当するかどうか、該当しない場合であっても懸念情報のある相手先に提供をするのか組織として判断を行うために取引審査を行います。

相手先に関する懸念情報のチェック項目とその考え方は以下に示す通りです。

- 外国ユーザーリスト<sup>6</sup>
  - 核兵器等開発等省令<sup>7</sup>に基づき作成されたものであり、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件を確認する際に確認が必須なリスト。確認の際には必ず最新のリストで確認。
  - 需要者等が当該リストに掲載されている場合、大量破壊兵器等の開発等以外のために用いられることが明らかとなるとき(「明らかガイドラインシート」で確認する)以外は経済産業大臣の許可が必要(輸出令別表第3の地域を除く)
  
- 懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)
  - 国際的に懸念があると認められる国。
  - 輸出令別表第4で規定されている。
  - これらの国に対しては、少額特例が適用できない等の規制がある。
  
- 国連武器禁輸国(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)
  - 国連安保理により、これらの国に対する武器の輸出が禁止されている。
  - 輸出令別表3の2で規定されている。
  - これらの国は、通常兵器キャッチオール規制の確認対象である等の規制がある。
  
- 相手先が大量破壊兵器等の開発等に関与している、又は過去関与していた
  - 大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件を確認する際に確認が必須な事項。
  - 核兵器等開発等省令第二号、第三号及び核兵器等開発等告示<sup>8</sup>第二号、第三号で規定されている。
  - 需要者等がこれらに該当する場合、大量破壊兵器等の開発等以外のために用いられることが明らかとなるとき(「明らかガイドラインシート」で確認する)以外は経済産業大臣の許可が必要(輸出令別表第3の地域を除く)。
  
- 相手先が通常兵器の開発等に関与している、又は過去関与していた
  - 研究成果の兵器転用を防止する観点から大学等が国際的な研究活動を推進する上で、確認が推奨される事項。

<sup>6</sup> <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>

<sup>7</sup> 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)

<sup>8</sup> 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号)

- 提供する技術又は輸出する貨物が大量破壊兵器等の開発等のために用いられる
  - 大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件を確認する際に確認が必須な事項。
  - 核兵器等開発等省令第一号及び核兵器等開発等告示第一号で規定されている。
  - 需要者等の用途がこれらに該当する場合、経済産業大臣の許可が必要（輸出令別表第3の地域を除く）。
  
- 提供する技術又は輸出する貨物が通常兵器の開発等のために用いられる
  - 通常兵器キャッチオール規制（用途要件）を確認する際に確認が必須な事項。
  - 通常兵器開発等省令<sup>9</sup>及び通常兵器開発等告示<sup>10</sup>で規定されている。
  - 需要者等の用途がこれらに該当する場合、経済産業大臣の許可が必要（輸出令別表第3の地域を除く。輸出令別表3の2の国以外の国についてはインフォーム要件（経済産業大臣からの通知）のみ）。
  
- 提供する技術又は輸出する貨物が核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等のために用いられる
  - 大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件を確認する際に確認が必須な事項。
  - 核兵器等開発等省令第一号及び核兵器等開発等告示第一号で規定されている。
  - 需要者等の用途がこれらに該当する場合、経済産業大臣の許可が必要（輸出令別表第3の地域を除く）。
  
- 提供する技術又は輸出する貨物が外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究のために用いられる

<sup>9</sup> 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号）

<sup>10</sup> 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成20年経済産業省告示第187号）

- 大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件を確認する際に確認が必須な事項。
  - 核兵器等開発等省令第一号及び核兵器等開発等告示第一号で規定されている。
  - 需要者等の用途がこれらに該当する場合、経済産業大臣の許可が必要(輸出令別表第3の地域を除く)。
- その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。
    - 大学等が国際的な研究活動を推進する上で、確認が推奨される事項。

懸念情報のチェック後、次に、技術の提供の場合は例外規定に該当するか確認します。

さらに、自己判定に進み、上記例外規定に該当する場合には、確認をここまでとして承認を受けるために提出します。

3. に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。(※)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「4. 相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※リスト規制対象品目は、経済産業省HPの「貨物・技術のマトリクス表」([http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html))を参照して下さい。

◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。  
(〇〇担当でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。)

◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。〇〇担当で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		(担当者確認欄)	
<input type="checkbox"/> 取引可	<input type="checkbox"/> 「審査票」の起票を要する	管理責任者	担当部門

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

技術の提供であって例外規定に当たらない場合及び貨物の輸出の場合は、「貨物・技術のマトリクス表」を用いて、検索に技術／貨物がヒットしない場合は、リスト規制該当品目に明らかに当たらないと判断します(なお、その際、複数の項番で規制されている可能性、規制用語で検索すること、および部分品や付属品の確認といった点に留意が必要です(ガイダンス P41 参照)。)。

該非判定の必要性を判断するための一つの方法であり、この時点で該非判定を行うことでも構いません。

管理責任者は、教職員の自己判定に誤りが無いか、必要であれば、教員と協議して、判断します。

## 外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート

申請年月日： 年 月 日

申請者： 氏名 所属・職名

連絡先： Tel E-mail

※外国人の留学生、研究者、教員、訪問者等の受入れを検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。  
 ※本シートは、外国人受入れの〇日前までに【各大学の手續に沿って設定】、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。

### 1. 受入予定者

受入カテゴリ <small>(※申請にチェック)</small>	<input type="checkbox"/> 留学生〔 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 聴講生 <input type="checkbox"/> 科目等履修生 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> 研究者・教員〔 <input type="checkbox"/> 雇用関係あり（職名： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
氏名	
出身国（国籍）	
出身組織	
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。



◆受入予定者を、学部や講義のみの課程、人文・社会科学系の課程で受け入れる場合には、これ以下の欄の記入は不要です。記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。  
 ※ただし、研究室において学部生等に公知ではない研究を手伝わせる場合や、考古学等で地中探査を行うための合成開口レーダーを外国に持ち出す場合等、許可が必要となるケースがあり得ることに引き続き注意してください。

### 2. 受入予定研究室・提供予定技術等

研究科・学科・研究室	
指導教員・技術提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	
提供予定技術の概要	

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「研究分野名」の欄は、受入予定研究室、指導教員又は技術提供者が対象とする研究分野について、「【別表】〇〇大学／研究機関 慎重な審査が必要となる研究分野一覧」との比較が可能となるよう、当該一覧で使用した分類方法を用いて、その研究分野名を記載してください。

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

ガイダンスの「外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの輸出事前確認シート」では、まず、受入れ予定者のカテゴリ及び出身組織等の情報を記載します。

学部生や講義のみの課程、非実験系の人文・社会科学系の課程で受け入れる場合にはここで提出します。

次に、研究計画や提供技術等を記載します。輸出管理責任者がシートの自己判定の内容の適切性を確認するために必要な情報です。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト (※) に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国 (イラン、イラク、北朝鮮) 又は国連武器禁輸国・地域 (アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン) である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織 (留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。) が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等 (核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機) 若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に關与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織 (民間企業・組織を含む) による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事情報部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」 (<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/aw06.html#user-list>) を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

4. 外為法の例外規定 (公知・基礎科学) の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合 (意図的に教育又は提供する情報のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの (例えば、未発表の研究データや草稿など) を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。) には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品 (例えば実験装置や観測装置) の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

5. 自己判定

「4. 外為法の例外規定 (公知・基礎科学) の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--

◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出し、チェックを受けてください。〇〇担当からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

◆また、本欄を「はい」(「公知・基礎科学」に該当する) とした場合であっても、特に3. のチェック欄に「はい」がある (懸念情報がある) 場合には、〇〇担当における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の記載が必要となる場合もありますので、注意して下さい。

次に、受入れ予定者の懸念情報の有無を確認します。現在又は直前の所属だけでなく、過去の経歴についても確認することが推奨されます。懸念のある場合、外為法の規制に該当するかどうか、該当しない場合であっても組織として受け入れるかを判断するために取引審査を行います。

受入予定者の懸念情報のチェック項目とその考え方は以下に示す通りです。

- 外国ユーザーリスト
  - 核兵器等開発等省令に基づき作成されたものであり、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件を確認する際に確認が必須なリスト。確認の際には必ず最新のリストで確認。
  - 受入れ予定者等の出身組織が当該リストに掲載されている場合、大量破壊兵器等の開発等以外のために用いられることが明らかなきとき(「明らかガイドラインシート」で確認する)以外は経済産業大臣の許可が必要(輸出令別表第3の地域を除く)
  
- 懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)
  - 国際的に懸念があると認められる国。
  - 輸出令別表第4で規定されている。
  - これらの国に対しては、少額特例が適用できない等の規制がある。
  
- 国連武器禁輸国(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)
  - 国連安保理により、これらの国に対する武器の輸出が禁止されている。
  - 輸出令別表3の2で規定されている。
  - これらの国は、通常兵器キャッチオール規制の確認対象である等の規制がある。
  
- 出身組織が大量破壊兵器等の開発等に関与している、又は過去関与していた
  - 大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件を確認する際に確認が必須な事項。
  - 核兵器等開発等省令第二号、第三号及び核兵器等開発等告示第二号、第三号で規定されている。
  - 受入れ予定者等がこれらに該当する場合、大量破壊兵器等の開発等以外のために用いられることが明らかなきとき(「明らかガイドラインシート」で確認する)以外は経済産業大臣の許可が必要(輸出令別表第3の地域を除く)。
  - 受入れ予定者が出身組織に引き続き在籍している又は帰国後出身組織に戻る事が明らかなき場合には特に注意が必要となる項目(受入れ予定者への技術提供が出身組織に対する技術提供とみなされるため)。
  
- 出身組織が通常兵器の開発等に関与している、又は過去関与していた
  - 研究成果の兵器転用を防止する観点から大学等が国際的な研究活動を推進する上で、確認が推奨される事項。

- 留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。
  - 留学費用について、軍等からの支援である場合や、軍事目的等の資金である場合には、提供技術が軍事転用等される懸念があり、事前にこれを把握できている場合には大学等において特に慎重に審査を実施する必要がある。
  
- 将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。
  - 帰国後にこういった軍事関係組織に就職した場合、提供技術が軍事転用等される懸念があり、事前にこれを把握できている場合には大学等において特に慎重に審査を実施する必要がある。
  - 大学の機微な技術が外国の軍等に利用されることによるレピュテーションリスクなども考慮して、審査を実施する必要がある。
  
- 受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等の開発である。
  - 大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件を確認する際に確認が必須な事項。
  - 核兵器等開発等省令第二号、第三号及び核兵器等開発等告示第二号、第三号で規定されている。
  - 受入れ予定者が過去に大量破壊兵器等に関連する研究を行っていた場合、提供技術が軍事転用等される懸念があり、事前にこれを把握できている場合には、大学等において特に慎重な審査を実施する必要がある。
  
- 受入予定者の過去の研究内容等が、通常兵器の開発である。
  - 受入れ予定者が過去に軍事関連研究を行っていた場合、提供技術が軍事転用等される懸念があり、事前にこれを把握できている場合には、大学等において特に慎重な審査を実施する必要がある。
  
- その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。
  - 大学等が国際的な研究活動を推進する上で、確認が推奨される事項。

懸念情報のチェック後、例外規定に該当するか確認します。

2. の「研究分野名」に記入した研究分野名の中に、「【別表】〇〇大学／研究機関 慎重な審査が必要となる研究分野一覧」（各大学・研究機関において精査したもの）に該当するものがない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「3. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「はい」でない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。  
 (〇〇担当でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。)

◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。〇〇担当で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

(担当者確認欄)

受入可       「審査票」の起票を要する

管理責任者	担当部門

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

さらに、自己判定に進み、上記例外規定に該当する場合には、確認をここまでとして承認を受けるために提出します。

例外規定に当たらない場合、提供技術の該非判定の必要性を判断するためのツールとして、「慎重な審査が必要となる研究分野一覧」に該当するか確認します。該非判定をこの時点で行うこととしても構いません。

輸出管理責任者は、教職員の自己判定に誤りが無いか、必要であれば、教員と協議して、判断します。

【別表】〇〇大学／研究機関 慎重な審査が必要となる研究分野一覧

大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分		
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相関係関連	E	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連 機能物性化学関連		
	プラズマ学	核融合学関連		有機化学	構造有機化学および物理有機化学関連 有機合成化学関連		
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関する理論 素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関する実験					
C	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連	無機・錯体化学、分析化学	高分子、有機材料	無機・錯体化学関連 分析化学関連 グリーンサステナブルケミストリーおよび環境化学関連		
	流体工学、熱工学	流体工学関連			高分子化学関連 高分子材料関連 有機機能材料関連		
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連	無機材料化学、エネルギー関連化学	生体分子化学	生体関連化学		
		ロボティクスおよび知能機械システム関連					
	電気電子工学	電力工学関連	G	分子レベルから細胞レベルの生物学	分子生物学関連 構造生物化学関連 機能生物化学関連 生物物理学関連		
		通信工学関連			細胞レベルから個体レベルの生物学	細胞生物学関連 発生生物学関連	
		制御およびシステム工学関連		H		病理病態学、感染免疫学	ウイルス学関連 免疫学関連
		電気電子材料工学関連					J
		電子デバイスおよび電子機器関連		K	環境解析評価	放射線影響関連 化学物質影響関連	
	航空宇宙工学、船舶海洋工学	航空宇宙工学関連 船舶海洋工学関連					
	D	材料工学	金属材料物性関連	原子力工学、地球資源工学、エネルギー学	原子力工学関連		
無機材料および物性関連							
構造材料および機能材料関連							
ナノマイクロ科学		材料加工および組織制御関連	ナノ構造化学関連 ナノ構造物理関連 ナノ材料科学関連 ナノバイオサイエンス関連 ナノマイクロシステム関連				
		応用物性物性	応用物理一般関連				
		原子力工学、地球資源工学、エネルギー学	原子力工学関連				

※上記表における研究分野の分類は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野を、「科学研究費助成事業 審査区分表」を参照し便宜的に作成したものであり、大学・研究機関において、それぞれ最も利用しやすい分類で作成いただくことが可能です。

※上記表は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野の一例を示したものです。この表に記載されていない研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当する場合があります。また、記載されている研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当しない場合もあります。この表を参考としつつ、各大学・研究機関が取り扱う研究内容に応じて精査した一覧を用いることで、該当しない研究分野については審査方法を変えようといった柔軟管理に活用できます。

※本表は、今後も随時の見直しを行なっていく予定です。

ここに示した「慎重な審査が必要となる研究分野一覧」は一例です。

また、参考として、各区分における内容の例を、下記の表に示しております(表1)。

組織の研究分野の範囲や学内調査等を通じて分野等の絞り込みができている場合は、組織にあったリストを作ることが推奨されます。

研究分野のチェックではなく、該非判定をこの時点で行うことでも構いません。

表1. 慎重な審査が必要となる研究分野における内容の例

大区分	中区分	小区分	内容の例
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相関系関連	磁性、強相関電子系、超伝導、量子流体固体、分子性固体、など
	プラズマ学	核融合学関連	プラズマ閉じ込め、プラズマ制御、プラズマ加熱、プラズマ計測、周辺プラズマ、プラズマ壁相互作用、慣性核融合、核融合材料、核融合システム学、など
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論	素粒子、原子核、宇宙線、宇宙物理、相対論、重力、など
		素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験	素粒子、原子核、宇宙線、宇宙物理、相対論、重力、など
C	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連	構造力学、疲労、破壊、生体力学、材料設計、材料物性、材料評価、など
	流体工学、熱工学	流体工学関連	流体機械、流体計測、数値流体力学、乱流、混相流、圧縮性流体、非圧縮性流体、など
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連	運動学、動力学、振動学、音響学、自動制御、学習制御、メカトロニクス、マイクロナノメカトロニクス、バイオメカニクス、など
		ロボティクスおよび知能機械システム関連	ロボティクス、知能機械システム、人間機械システム、ヒューマンインタフェース、プランニング、空間知能化システム、仮想現実感、拡張現実感、など
	電気電子工学	電力工学関連	電気エネルギー関連、省エネルギー、電力系統工学、電気機器、パワーエレクトロニクス、電気有効利用、電磁環境、など
		通信工学関連	情報理論、非線形理論、信号処理、有線通信方式、無線通信方式、変復調、アンテナ、ネットワーク、マルチメディア通信、暗号、など
		計測工学関連	計測理論、計測機器、波動応用計測、システム化技術、信号情報処理、センシングデバイス、など
		制御およびシステム工学関連	制御理論、システム理論、制御システム、知能システム、システム情報処理、システム制御応用、バイオシステム工学、など
		電気電子材料工学関連	半導体、誘電体、磁性体、有機物、超伝導体、複合材料、薄膜、量子構造、厚膜、作製評価技術、など
		電子デバイスおよび電子機器関連	電子デバイス、回路設計、光デバイス、スピンドバイス、ミリ波テラヘルツ波、波動応用デバイス、ストレ

	航空宇宙工学、船舶海洋工学	航空宇宙工学関連	ジ、ディスプレイ、微細プロセス技術、実装技術、など 熱流体力学、構造強度、推進、航空宇宙機設計、生産技術、航空機システム、特殊航空機、航行ダイナミクス、宇宙機システム、宇宙利用、など
		船舶海洋工学関連	航行性能、構造体力学、設計、生産技術、船用機関、海上輸送、海洋開発工学、海中工学、極地工学、海洋環境技術、など
D	材料工学	金属材料物性関連	電気磁気物性、電子情報物性、準安定状態、拡散、相変態、状態図、結晶格子欠陥、力学物性、熱光物性、材料計算科学、など
		無機材料および物性関連	機能性セラミックス、機能性ガラス、構造用セラミックス、カーボン系材料、結晶構造解析、組織制御、電気物性、力学物性、物理的・化学的性質、粒界物性、など
		構造材料および機能材料関連	社会基盤構造材料、靱性、医療福祉材料、機能性高分子材料、信頼性、光機能材料、センサー材料、エネルギー材料、電池機能材料、環境機能材料、など
		材料加工および組織制御関連	加工成形、加工熱処理、結晶組織制御、レーザー加工、精密加工、研磨、粉末冶金、コーティング、めっき、腐食防食、など
	ナノマイクロ科学	ナノ構造化学関連	ナノ構造作製、クラスター、ナノ粒子、メソスコピック化学、超構造、ナノ表面、ナノ界面、自己組織化、ナノカーボン化学、分子デバイス、ナノ光デバイス、など
		ナノ構造物理関連	ナノ物性、ナノプローブ、量子効果、量子ドット、量子デバイス、電子デバイス、スピンドバイス、ナノトライポロジー、ナノカーボン物理、など
		ナノ材料科学関連	ナノ材料創製、ナノ材料解析、ナノ表面、ナノ界面、ナノ機能材料、ナノ構造、ナノ粒子、ナノカーボン材料、ナノ結晶材料、ナノコンポジット、ナノ欠陥、ナノ加工プロセス、など
		ナノバイオサイエンス関連	バイオ分子デバイス、分子マニピュレーション、分子イメージング、ナノ計測、ナノ合成、1分子科学、ナノバイオインターフェース、バイオ分子アレイ、ゲノム工学、など
		ナノマイクロシステム関連	MEMS、NEMS、BioMEMS、ナノマイクロ加工、ナノマイクロ光デバイス、ナノマイクロ化学システム、ナノマイクロバイオシステム、ナノマイクロ生体システム、ナノマイクロメカニクス、ナノマイクロセンサー、など
	応用物理物性	応用物理一般関連	基本物理量、標準、単位、物理量計測、物理量検出、エネルギー変換、など
	原子力工学、地球資源工学、エネルギー学	原子力工学関連	炉物理安全設計、熱流動構造、燃料材料、原子力化学、原子カラライフサイクル、放射線安全、放射線ビーム工学、核融合炉プラズマ工学、核融合炉機器材料工学、原子力社会環境、など

E	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連	理論化学、分子分光化学、構造化学、電子状態動力学、化学反応ダイナミクス、表面・界面、クラスターとナノ物質、生体関連物理化学、液体構造ダイナミクス、固体物性、分子物性、など
		機能物性化学関連	光物性、スピン、デバイスと分子素子、超分子、液晶、結晶、表面・界面、微粒子、コロイド、電気化学、電子物性、など
	有機化学	構造有機化学および物理有機化学関連	有機結晶、分子認識、超分子、有機機能物質、拡張π電子系化合物、複素環化学、有機元素化学、有機反応機構、有機光化学、理論有機化学、など
		有機合成化学関連	選択的合成、不斉合成、有機金属錯体、触媒設計、有機分子触媒、生体触媒、環境調和型合成、天然物合成、プロセス化学、有機電気化学、など
	無機・錯体化学、分析化学	無機・錯体化学関連	金属錯体化学、有機金属化学、無機固体化学、生物無機化学、溶液化学、クラスター、超分子、配位高分子、典型元素、機能物性、など
		分析化学関連	スペクトル分析、先端計測、表面・界面分析、分離分析、分析試薬、放射化学、電気化学分析、バイオ分析、新分析法、など
		グリーンサステイナブルケミストリーおよび環境化学関連	グリーンプロセス、グリーン触媒、リサイクル、環境計測、環境調和型物質、環境負荷低減、環境修復、省資源、地球化学、環境放射能、など
	高分子、有機材料	高分子化学関連	高分子合成、高分子反応、精密重合、機能性高分子、自己組織化高分子、キラル高分子、生体関連高分子、高分子物性、高分子構造、高分子薄膜・表面、など
		高分子材料関連	高分子材料物性、高分子材料合成、高分子機能材料、高分子液晶材料、繊維材料、ゴム材料、ゲル、生体関連高分子材料、高分子複合材料、高分子加工、など
		有機機能材料関連	有機半導体材料、液晶、光学材料、デバイス関連材料、導電機能材料、ハイブリッド材料、分子機能材料、有機複合材料、エネルギー変換材料、など
無機材料化学、エネルギー関連化学	エネルギー関連化学	エネルギー資源、エネルギー変換材料、エネルギーキャリア関連、光エネルギー利用、物質分離、物質変換と触媒、電池と電気化学材料、省エネルギー材料、再生可能エネルギー、未利用エネルギー、など	
生体分子化学	生体関連化学	生物有機化学、生物無機化学、生体反応化学、生体機能化学、生体機能材料、バイオテクノロジー、など	
G	分子レベルから細胞レベルの生物学	分子生物学関連	染色体機能、クロマチン、エピジェネティクス、遺伝情報の維持、遺伝情報の継承、遺伝情報の再編、遺伝情報の発現、タンパク質の機能調節、分子遺伝、など
		構造生物化学関連	タンパク質、核酸、脂質、糖、生体膜、分子認識、変性、立体構造解析、立体構造予測、分子動力学、など

		機能生物化学関連	酵素、糖鎖、生体エネルギー変換、生体微量元素、生理活性物質、細胞情報伝達、膜輸送、タンパク質分解、分子認識、など	
		生物物理学関連	構造生物学、生体分子の物性、生体膜、光生物、分子モーター、生体計測、バイオイメージング、システム生物学、合成生物学、理論生物学、など	
		細胞レベルから個体レベルの生物学	細胞生物学関連	細胞骨格、タンパク質分解、オルガネラの動態、核の構造機能、細胞外マトリックス、シグナル伝達、細胞周期、細胞運動、細胞間相互作用、細胞遺伝、など
		発生生物学関連	細胞分化、幹細胞、再生、胚葉形成、形態形成、器官形成、受精、生殖細胞、遺伝子発現調節、発生遺伝、進化発生、など	
H	病理病態学、感染・免疫学	ウイルス学関連	ウイルス、プリオン、ウイルス病原性、ウイルス疫学、ウイルス感染制御、など	
		免疫学関連	免疫システム、免疫応答、炎症、免疫疾患、免疫制御、など	
J	情報科学、情報工学	計算機システム関連	計算機アーキテクチャ、回路とシステム、LSI設計、LSIテスト、リコンフィギャラブルシステム、ディペンダブルアーキテクチャ、低消費電力技術、ハードウェア・ソフトウェア協調設計、組込みシステム、など	
		ソフトウェア関連	プログラミング言語、プログラミング方法論、オペレーティングシステム、並列分散処理、ソフトウェア工学、仮想化技術、クラウドコンピューティング、ソフトウェアディペンダビリティ、ソフトウェアセキュリティ、など	
		情報ネットワーク関連	ネットワークアーキテクチャ、ネットワークプロトコル、インターネット、モバイルネットワーク、パーベイシブコンピューティング、センサーネットワーク、IoT、トラフィックエンジニアリング、ネットワーク管理、サービス構築基盤技術、など	
		情報セキュリティ関連	暗号、耐タンパー技術、認証、バイオメトリクス、アクセス制御、マルウェア対策、サービス妨害攻撃対策、プライバシー保護、デジタルフォレンジクス、セキュリティ評価認証、など	
		高性能計算関連	並列処理、分散処理、クラウドコンピューティング、数値解析、可視化、コンピュータグラフィクス、高性能計算アプリケーション、など	
K	環境解析評価	放射線影響関連	放射線、測定、管理、修復、生物影響、リスク、など	
		化学物質影響関連	トキシコロジー、人体有害物質、微量化学物質、内分泌かく乱物質、修復、など	

フロー形式のチェックリストを活用し、表裏1枚でシートを作成している例もあります。

<事例>

別紙様式〇号(表面)		番号	
<b>安全保障輸出管理 事前確認シート【技術の提供・貨物の輸出用】</b>			
記入年月日:                      年   月   日			
申請者	(フリガナ)	印 <small>(本人署名又は記名押印)</small>	所属・職名
	氏名		E-mail
相手先氏名		国名	
提供予定の技術の内容 (概要)	相手先の所属		
	取引予定期間		~
輸出貨物の名称 (機器・試料等の名称)	用途 (貨物の輸出の場合)		

\* 貨物の輸出の場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者(利用者)についてご記入ください。

該当する事項にチェックを入れ(■・✓)、事前確認を行ってください。

<input type="checkbox"/> 技術の提供	<input type="checkbox"/> 貨物の輸出 ( <input type="checkbox"/> 自作品(改造機器、試料を含む) <input type="checkbox"/> 購入品 )
--------------------------------	--

〔相手先に関する懸念情報〕 ※裏面フローチャートの『J』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等(開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。)に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。〔「はい」の場合下欄記載〕	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。
---

---

以下は申請者は記入不要

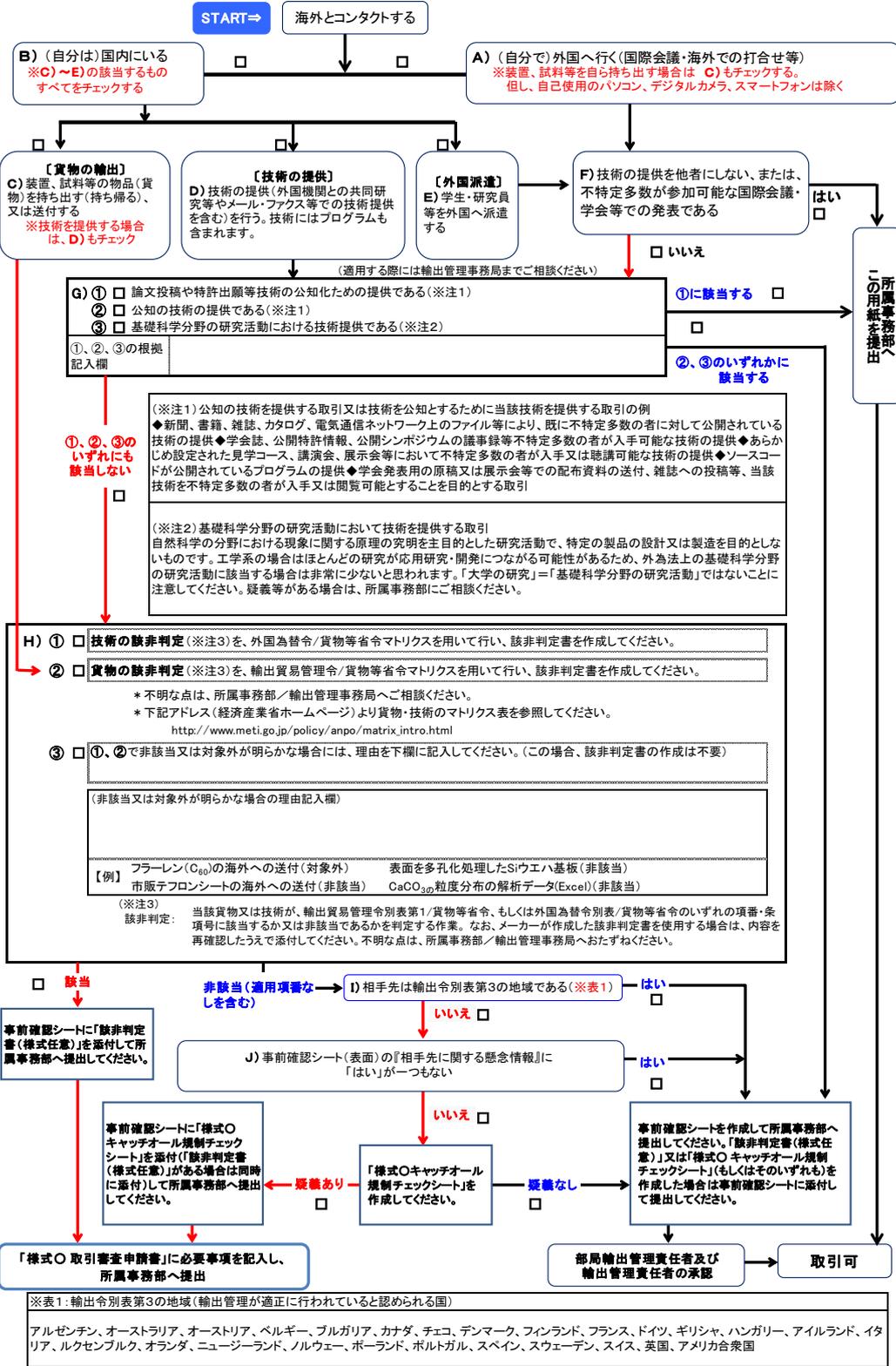
<p style="text-align: center;">輸出管理責任者確認欄(該当のものにチェックを入れる)</p> <p>上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可      <input type="checkbox"/> 取引審査申請書の作成を要する</p> <p style="text-align: center;">助言・コメント等</p>	<p style="text-align: center;">確認欄</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">輸出管理責任者</td> <td style="width: 50%;">部局輸出管理責任者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> </table>	輸出管理責任者	部局輸出管理責任者	年 月 日	年 月 日	印	印
輸出管理責任者	部局輸出管理責任者						
年 月 日	年 月 日						
印	印						

(備考)

安全保障輸出管理(技術の提供・貨物の輸出)に関するフローチャート

事前確認シート(別紙様式○:裏面)

以下のフロー図に従って□にチェック(■・✓)を入れてください。

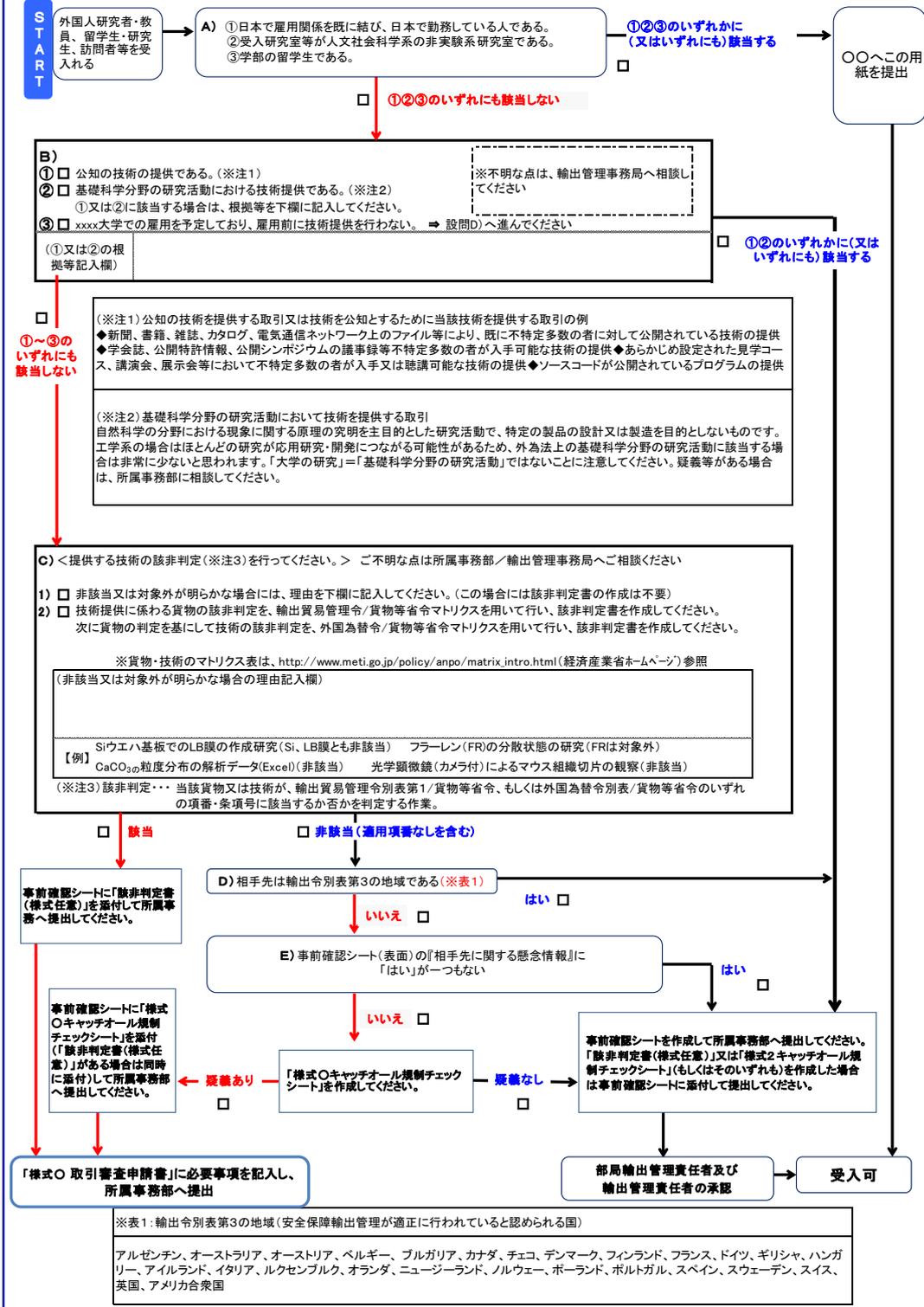




安全保障輸出管理(外国人研究者・留学生・訪問者等の受入)に関するフローチャート

事前確認シート(別紙様式O:裏面)

以下のフロー図に従って□にチェック(■・✓)を入れてください。



## (2) 審査票

ガイドンスでは、「審査票(技術の提供・貨物の輸出用)」及び「審査票(外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れ用)」の例を用意しています(P99、100 参照)。必ずこの様式でなければいけないというものではありません。

審査票には、事前確認シート、該非判定票、「用途」チェックシート、「需要者」チェックシート、明らかガイドラインシートのほか、これらのシートの判断根拠となる資料や留学生・研究者受入れの場合は、履歴書、出身組織の情報等の資料を添付します。

**審査票（技術の提供・貨物の輸出用）**

作成年月日： 年 月 日

統括責任者	管理責任者	担当部門	作成者

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）			
技術・貨物の名称		（金額）：	
該非判定 （1～15項）	<技術> 外為令別表：  項  号	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
	（貨物等省令：  条  項  号）	<input type="checkbox"/> 公知	<input type="checkbox"/> 基礎科学
	<貨物> 輸出令別表第1：  項  号	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
	（貨物等省令：  条  項  号）	<input type="checkbox"/> 少額特例	<input type="checkbox"/> 不明・疑義
上記判断の根拠 ※根拠「該当」以外の欄にチェックする場合は、提供予定技術・貨物の具体的な内容からして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。			
仕向地（国名）		<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他	
契約先	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連	
	所在地	※HPアドレスを記載（  ）及び/又は資料を添付すること。	
需要者 又は 利用者	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連	
	所在地	※HPアドレスを記載（  ）及び/又は資料を添付すること。	
用途	内容（  ）	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他	
	資料： <input type="checkbox"/> 有（  ） <input type="checkbox"/> 無		
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域を除く地域向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、		
	①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	II. 通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、		
	①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
取引経路	—	—	
契約予定	年 月 日	取引予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2. 総合取引判定結果（判定年月日： 年 月 日）

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 特例（少額、その他）
	<input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 包括許可	<input type="checkbox"/> 個別許可	<input type="checkbox"/> 許可例外
取引承認条件	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認			
上記判定理由				

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

「該非判定」欄では、該非判定票の結果を記載し、リスト規制に該当するか確認します。

「客観要件」欄では、「用途」チェックシート、「需要者」チェックシート、明らかガイドラインシートの結果を記載し、キャッチオール規制に該当するか確認します。

「インフォーム要件」欄は、経済産業大臣から大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等のために利用するおそれがあるものとして許可申請をするべきとの通知があった場合に「はい」にチェックします。

外国人受入れ用の審査票では、出身組織については、現在／直前の組織だけでなく、過去の出身組織についても確認することが推奨されます。

最終的には、取引や受入れを承認するか否か、許可取得が必要であるか、経済産業省に相談する必要があるかを判定します。

**審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）**

作成年月日： 年 月 日

統括責任者	管理責任者	担当部門	作成者
-------	-------	------	-----

1. 外国人に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名（英字）	
	出身国（国名）	<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他
	出身組織	※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。
教育・提供予定技術の該非判定 (1～15項)	外為令別表： 項 号（貨物等省令： 条 項 号）※該当するおそれのある項目が複数あるときは、その全てを列挙。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> その他規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合は、受入予定者の所属機関・提供予定技術情報と照らし、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の予定／希望勤務先 (知っているほど記入)	名称（英字）	※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途 (留学生等の場合、卒業後の予定／希望経路での用途) (知っているほど記入)	内容（ ）	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他
	資料： <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、輸出令別表第3の地域を除く地域の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、	
	①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	③②が「はい」の場合、) 明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	II. 通常兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、	
	①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	②(①が「はい」の場合、) 「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか	
		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定／希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか	
		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

2. 総合受入判定結果 (判定年月日： 年 月 日)

受入審査判定	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 特別（公知・基礎科学、その他）
	<input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認		
受入承認条件				
上記判定理由				

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

### (3)「用途」チェックシート

ガイドランスでは、「用途」チェックシート」の例を用意しています(P101 参照)。

様式はこれに限りませんが、確認事項は、関係法令(ガイドランス P36<キャッチオール規制>に關係する法令と判断材料>参照)に定められており、用途確認を行う際には確認する必要があります。項目によっては、申請者ではなく、輸出管理部署等で確認する等の運用を行うことも可能です。

#### 「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。(どちらかに○をつけること。)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
②核融合に関する研究	はい・いいえ
③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
④重水の製造	はい・いいえ
⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。))の開発、製造又は使用	はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表(※)に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が(文書等に)記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊又はカナダ軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく船舶検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

(※)別表 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品  
1 空銃銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火薬式銃又はこれらのものに用いる銃砲弾  
2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾  
二 産業用の発煙筒  
三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用に応じた場合は、各大学・研究機関に委ねられるものである。

キャッチオール規制のチェック及びリスト該当品目の取引審査のために用途確認、需要者確認のリストを1枚にしている例もあります。

< 事例 >

用途確認・需用者確認のためのチェックリスト

用途チェックリスト

以下の用途に用いられることを知るに至ったかを確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出又は技術の提供に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者又は技術提供先から連絡を受けたかについても確認すること。

核兵器の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の化学製剤もしくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
別表行為	① 核燃料物質もしくは核原料物質の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	② 核融合に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	③ 原子炉又はその部分品もしくは附属装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	④ 重水の製造	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑤ 核燃料物質の加工	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑥ 核燃料物質の再処理	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑦ 以下の行為であって、軍もしくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	a 化学物質の開発もしくは製造	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	b 微生物もしくは毒素の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	c ロケットもしくは無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
d 宇宙に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
国連武器禁輸国・地域向けの場合で通常兵器の開発、製造もしくは使用	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

需要者チェックリスト

① 外国ユーザーリストのチェック

需要者が外国ユーザーリストに掲載されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「はい」の場合は、【参考資料3】明らかガイドラインチェックリストのチェックを行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断する。	

② 需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出又は技術の提供に関する契約書もしくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて以下の確認をすること。「はい」がひとつでもある場合は、【参考資料3】明らかガイドラインチェックリストのチェックを行うこと。

核兵器の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤もしくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

明らかガイドラインチェックリスト

(大量破壊兵器用途に用いられないことが確かか)

※ 取引形態等から見て設問が当てはまらない場合は「—」にチェックをつけること。

1. 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
2. 需要者の事業内容、技術レベルから見て、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
3. 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
4. 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内もしくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
5. 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
6. 当該貨物等が使用される設備と同時に扱う原材料についての説明がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
7. 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備と同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
8. 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
9. 通常必要とされる関連装置の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
10. 輸送時における表示、船積みについての特別な要請がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
11. 製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
12. 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などから見て異常がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
13. 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
14. 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
15. 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
16. 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
17. 外国ユーザーリスト(最新のもの)に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(大量破壊兵器等及び通常兵器兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等)について「通達1の(3)」に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物等を参考に、輸出する貨物等の特性から判断すること。)が一致しない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —
18. その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がない等の取引上の不審点がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> —

#### (4)「需要者」チェックシート

ガイダンスでは、「「需要者」チェックシート」の例を用意しています(P102 参照)。

様式はこれに限りませんが、確認事項は、関係法令(ガイダンス P36<キャッチオール規制に係る法令と判断材料>参照)に定められており、需要者(相手先)確認を行う際には確認する必要があります。

「需要者」チェックシート	
①外国ユーザーリストのチェック	
(どちらかに○を付けること)	
需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
②需要者要件のチェック	
需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。	
(どちらかに○をつけること)	
核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。	

(5) 明らかガイドラインシート

ガイドンスでは、「明らかガイドラインシート」の例を用意しています(P103 参照)。

様式はこれに限りませんが、確認事項は、関係法令(ガイドンス P36<キャッチオール規制>関係する法令と判断材料>参照)に定められており、用途確認を行う際には確認する必要があります。

明らかガイドラインシート		
以下の各項目について、確認すること。 なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「-」に○を付ける。		
貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・-
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・-
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・-
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・-
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・-
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・-
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・-
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・-
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・-
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・-
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・-
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・-
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・-
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・-
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・-
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・-
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること)が一致しない。	はい・いいえ・-
その他	⑱ その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・-

(注) 技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

## (6) 該非判定票

ガイドンスでは、「該非判定票」、「外国為替令の関連項目等と技術の仕様(性能)の対比表」及び記載例を用意しています(P104-106 参照)。必ずこの様式でなければいけないというものではありません。

ガイドンスの例の各項番に該当する、しないをチェックするのではなく、技術・貨物の仕様を記載した上で、特定の項号を記載して該当の有無等チェックする例もあります。

「貨物・技術のマトリクス表」を用いて該非判定を行います。市販の「項目別対比表」や「パラメーターシート」を利用することも可能です。

該非判定を行う際の留意点については、ガイドンス P37「(3) 該非判定」を参照してください。

## 該非判定票

作成日： 年 月 日  
 作成責任者： 氏名 所属・職名  
 連絡先： Tel E-mail

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等級	
---------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
	「該当する」欄が 1か以上ある	すべて「該当しない」 欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く）  
又は輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（注）本様式は、申請を行うに当たって該当非該当の判断を示す様式の一例として提示するものです。既に、他の様式で申請を行って許可を得た実績を有する方は、従来の様式に従って申請を行って差し支えなく、特に、新たに本様式に変更する必要はありません。

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項番	項目	項番	項目		

技術／貨物の該非判定結果  該当  非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

(記載例)「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様(性能)の対比表

該非判定票に記載した技術/貨物に係る、外国為替令/輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術/貨物の仕様(性能)との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術/貨物の 仕様(性能)
項番	項目	項番	項目		
第4項  (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第16条  第5項	外為令別表4の項(5)の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解(1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		・2,000~2,500度の温度範囲 ・15,000~20,000パスカルの絶対圧力  以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。  したがって、該当。

技術/貨物の該非判定結果 ■ 該当 □ 非該当

<事例>

## 該非判定書

申請日： 年 月 日

申請者	ふりがな		所 属	
	氏名			
	連絡先	TEL: (内線 ) e-mail :		
提供技術又は輸出貨物の名称(型名等)				
提供技術又は輸出貨物の仕様等				
該非判定をする際の根拠となる資料等 (使用等を明記した資料を、この該非判定書に添付願います)				

一 次 審 査	該非判定日	年 月 日	安全保障輸出管理 責任者(部局責任者)	印
	一 次 該 非 判 定 結 果	<技術の提供> 外為令別表: 項 号 (貨物等省令 条 項 号)		<input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義
		<貨物の提供> 輸出令別表1: 項 号 (貨物等省令 条 項 号)		<input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義
判定理由				

\* 所属する部局の輸出管理責任者(部局責任者)の一次審査(署名・捺印)後、安全保障輸出管理委員会事務局に提出してください。

※以下記入不要

二 次 審 査	該非判定日	年 月 日	安全保障輸出管理委員会 (統括責任者)	印
	一次該非判定 結果の 最終確認	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 下記条件付きで承認する <input type="checkbox"/> 承認できない(理由: )		
	承認条件			

## (7) 誓約書

ガイダンスでは、誓約書の例を用意しています(P107、108 参照)。

誓約書は、留学生や研究者等の卒業や退職時に、技術提供を行う際には外為法を遵守することを誓約するものとして推奨しておりますが、義務ではありません。入学や採用の際に入手している例もあります。誓約書をとれば良いというもではなく、研究中にも外為法に関する教育を実施することや、帰国時の持ち出し確認等により実効性を高める工夫が求められます(ガイダンス P58「(2) 入口・中間・出口の各段階における管理」参照)。

平成 年 月 日	
<b>誓 約 書</b>	
(受入責任者)	殿
	氏名 _____
	(署名) _____
<p>貴学に入学(採用)等の上は、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員(受入教員)に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行うことを誓約します。</p>	
<p>一 研究上の技術情報を在学(在職)中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを在学(在職)後に提供することが在学(在職)中に明らかとなった場合</p>	
<p>二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学(在職)中に外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合、又はこれらを在学(在職)後に輸出することが在学(在職)中に明らかとなった場合</p>	
以上	
<small>※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。</small>	

Date: Year      Month      Day

**Pledge**

To:  
(Name of person responsible for acceptance)

Full name: \_\_\_\_\_

(Signature) \_\_\_\_\_

I hereby pledge that if, upon enrollment to or employed or any as such by ●●● University, I will neither provide nor carry out a possession of the University to outside without permission. If either of the two following cases applies, I will consult my supervisor(i.e., the academic staff accepting me as a student or a researcher). And if deemed necessary, I shall implement the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan.

1. In the case where I wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan during enrollment or employment or any as such at ●●● University or it becomes obvious during this period that I may provide such information after withdrawing or leaving from ●●● University.
2. In the case where I wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in my research or tangible objects gained from the research to foreign countries during enrollment or employment or any as such at ●●● University or it becomes obvious during this period that I may export the aforesaid items after withdrawing or leaving from ●●● University.

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。